



標準インターアクトクラブ定款

[2020年9月RI理事会、決定40により改定]

第1条 — 名称

本クラブの名称は、_____ インターアクトクラブとする。

本インターアクトクラブのスポンサークラブとなるのは、_____

_____ ロータリークラブである。また、(該当する場合)次のロータリークラブまたはローターアクトクラブが共同スポンサークラブとなる：

_____。

上記のスポンサークラブは、本インターアクトクラブの所在する地区の境界内にある。

第2条 — 目的

本クラブの目的は、次の通りである。

スポンサークラブ会員が、第5の奉仕部門である「青少年奉仕」の下、若い人たちが社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、リーダーシップのスキルを養い、世界平和と文化理解を促進する世界的視野を得られるよう、積極的かつ個人的にエンパワメントに力を注ぐことを通じて、青少年と若者によってもたらされる好ましい変化を認めること。

学生と青少年が、社会的奉仕と国際奉仕を通じて行動し、新しい文化を発見し、世界市民として国際理解を促進し、学校と地域社会におけるリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。

第3条 — スポンサーシップ

1. 本インターアクトクラブのスポンサークラブは、このスポンサークラブが決定した人数から成るスポンサークラブ会員の委員会を通じて、本インターアクトクラブのすべての活動、プログラム、および方針について監督と管理を行うものとする。男子または女子のみで構成されるインターアクトクラブの場合は、委員会にもまた、同じ性別の成人を1名または数名、職権上の委員として含むものとする。
2. 本クラブは、スポンサークラブの一部ではなく、本クラブまた会員は、スポンサークラブに対していかなる権利または特権も有しない。
3. 本クラブは、政治、宗教にかかわりのない団体である。
4. 本クラブは、学校または地域社会を基盤とできる。学校を基盤とするインターアクトクラブでは、生徒団体および課外活動のために学校当局によって定められる規定と方針をインターアクトクラブが順守するという理解とともに、学校当局との完全な協力の下、スポンサークラブによる管理と監督が行われるものとする。
5. 国際ロータリー(RI)による正規クラブとしての認定を維持するために、本インターアクトクラブのスポンサークラブは、毎年6月30日までにクラブのアドバイザー(顧問)となる成人1名の氏名と連絡先情報をRIに提出するものとする。この連絡先情報のRIへの提出を2年間怠った場合、本インターアクトクラブは終結される。
6. 本クラブは、スポンサークラブの継続的かつ積極的な関与を必要とする。スポンサーである全ロータリークラブが終結した場合、ロータリーアクトクラブがスポンサークラブとして継続する場合でも、ロータリー地区のガバナーは少なくとも一つのロータリークラブをスポンサークラブとして指定しなければならない。180日以内にスポンサーとなるロータリークラブが見つからず、RIにスポンサークラブを報告できない場合、そのインターアクトクラブは終結される。

第4条 — 会員資格

1. 善良な人格とリーダーシップの資質を備えた年齢12~18歳(または卒業時、いずれか遅い方)の若者が、資格ある会員となるべきである。
2. 本クラブへの新会員の入会方法は、細則に従い、スポンサークラブによる承認の下、本クラブが決定する。学校を基盤とするインターアクトクラブへの新会員の入会方法は、学校当局の承認を得るものとする。

3. 会員身分は、次の場合に自動的に終結するものとする：(a) 学校を基盤とするクラブの場合は学校当局によって定められた規定と方針に矛盾することなく、会員が 18 歳となる(または卒業時、いずれか遅い方)ロータリー年度の 6 月 30 日、(b) 本クラブが終結した場合、または、(c) 正当かつ十分な理由により本クラブ理事会が承認した場合を除き、出席義務を満たさなかった場合。
4. 会員身分は、正会員の 3 分の 2 以上の多数をもって本クラブが決定した事情により、終結される場合がある。

第 5 条 — 会合

1. 本クラブは、細則に従い、学校の義務に当然払うべき注意を払って、本クラブ会員にとって都合のよい日時で会合を開くものとする。
2. 直接顔を合わせる形式とオンライン形式の会合に出席でき、出席が不可能となる会員の場合はオンライン接続を用いて出席できる。クラブのウェブサイトやソーシャルメディアのページなど、オンライン活動はすべて、該当する法律・規定に従って管理するものとする。スポンサークラブは、必要に応じて、インターアクトによる参加に先立ち、その親または保護者から同意を得るものとする。
3. 理事会は、細則に従って会合を開かなければならない。クラブまたは理事会のいかなる会合も、スポンサークラブの会員が出席していない限り、正式とはみなされないものとする。
4. クラブの例会および理事会の会合は、スポンサークラブによる承認の下、理事会の裁量で、休日または休暇期間中、これを中止することができる。

第 6 条 — 委員会

会長は、理事会の承認の下、クラブ運営にとっての必要性または便宜に応じて、常設委員会あるいは特別委員会を、その任務を明示した上で任命できる。特別委員会は、いずれもその任務が完了したとき、または会長による解任をもって終結するものとする。

第 7 条 — 役員および理事

1. 本クラブの役員は、会長、副会長、幹事、会計および細則が規定する追加の役員とする。

2. 本クラブの管理主体は、スポンサークラブによる承認の下、正会員から選出された会長、副会長、幹事、会計、および本クラブが決定した数の追加の理事をもって構成される理事会とする。理事会ならびに本クラブの決定、方針および決議はすべて、スポンサークラブの権限、本定款の規定、ならびに国際ロータリーが定めた方針に従うものとする。

本クラブが学校を基盤とする場合には、学校当局が定めた生徒団体や課外活動の規定および方針に従うものとする。

理事会は、すべての役員および委員会に対し裁量を有するものとし、正当な理由をもって役員を罷免できる。理事会は、あらゆる役員および委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。

3. 役員および理事の選挙は、細則に従い、地元の習慣と手続に反しない方法で行うものとする。ただし、いかなる場合も、出席している正会員の単純多数決以上のものを必要としないものとする。

すべての役員および理事の任期は、細則でより短い任期が定められていない限り、1年度とする。

第8条 — 活動およびプロジェクト

1. 本クラブは、クラブ活動の計画、運営、資金調達、実施において責任を有し、これに必要な資金、労力、創造力をクラブが自ら補うものとする。ただし、他団体との協力による合同プロジェクトまたは活動では、他団体とその責任を分担するものとする。
2. クラブは、その活動として、毎年少なくとも二つの主要プロジェクト(学校または地域社会への奉仕を目的とするものと、国際理解を推進するもの)を実施するものとする。これらの主要プロジェクトでは、クラブ会員の全員またはほぼ全員が参加するものとする。
3. クラブのプログラムを実行するための必要資金を調達することは、クラブの責任である。クラブは、スポンサークラブ、その他のロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはインターアクトクラブより、時折あるいは臨時の資金援助以上のものを懇請したり受領したりすべきではない。奉仕プロジェクトのために集めた資金は、すべてその奉仕プロジェクトのために使用しなければならない。

第9条 — 入会金と会費

1. 本クラブ会員に対する入会金、会費、または分担金は、クラブ運営の経費に充てる目的で徴収することができる。クラブが行う活動ならびにプロジェクトに要する資金は、入会金、会費、または分担金とは別に調達するものとする。
2. スポンサークラブは、インターアクトクラブのために、奉仕プロジェクトを支援するために徴収された資金を含め、すべての資金を責任と透明性のある方法で管理するため、国の法律と銀行規定に矛盾しないかたちで財務ガイドラインを設けるべきである。このガイドラインは、インターアクトクラブが解散または終結した場合の資金の支払い計画を含め、すべての銀行口座の署名者となっている成人による監督に関する規定を含むべきである。

3.

第10条 — 定款と細則の受諾

本クラブの会員は、入会の受諾によって、インターアクトの目的に明記された原則を受諾し、本クラブの定款ならびに細則に従うことを承認したものとする。また、これらの条件の下においてのみ、クラブの特典を得られるものとする。定款および細則の写し(コピー)を受領していないことを理由として、その順守義務を免れることはできない。

第11条 — 細則

本クラブは、本定款と矛盾せず、本クラブの運営に必要なあるいは役立つと考えられる修正を加えた「推奨インターアクトクラブ細則」を採択するものとする。ただし、かかる修正は、「推奨ローターアクトクラブ細則」に規定されている改正手続に従って採択されたものでなければならない。

第12条 — 名称とロゴ

インターアクトの名称とロゴは、インターアクト会員のみにより使用されるものとする。本クラブの会員は、会員身分を有する間、品位ある適性な方法でインターアクトの名称とロゴを着用または他の方法で表示する資格が与えられるものとする。本クラブの終結と同時に、クラブならびに会員は、団体としても個人としてもインターアクトの名称ならびにロゴに関連するすべての権限および特典を喪失するものとする。

第 13 条 — 存続期間

本クラブは、本定款の規定ならびに RI によって定められたインターアクトに関する方針に従って活動を継続する限り、または下記の事情により終結されるまで、存続するものとする。

- a) スポンサークラブの同意、承認、または賛同の有無にかかわらず、クラブ定款に反する運営またはその他の理由により国際ロータリーによって終結。
- b) スポンサークラブによって終結。
- c) インターアクトクラブが自らの決断により解散。

第 14 条 — 改正

本定款は、RI 理事会によってのみ改正されるものとする。また、ここに規定される「標準インターアクトクラブ定款」への改正はすべて、自動的に各インターアクトクラブによって採択されるものとする。

[以上]